

千葉県学校保健協力事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、学校保健の研究及び普及充実に児童・生徒の健康維持増進を図るため、千葉県医師会（以下「医師会」という。）が行う学校保健に係る事業に要する経費について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、当該医師会に対し補助金を交付する。

(補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 学校保健に関する調査研究に関するもの
- (2) 学校保健に関する講習会及び講演会の開催に関するもの
- (3) 児童・生徒の健康維持増進に関するもの
- (4) その他、市長が必要と認めたもの

(補助対象経費等)

第3条 補助対象経費及び補助率は別表に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第4条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、別に市長が定める期日までに保健協力事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により附する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は事業計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、すみやかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 市長が補助金に関し報告を求めた場合又は補助金の交付及び事業に係る帳簿・書類等の調査を求めた場合はこれに応ずること。

(交付決定通知)

第6条 規則第6条の規定による通知は、保健協力事業補助金交付決定通知書（様式第2号）によるものとする。

(変更等の承認申請)

第7条 第5条第1号又は第2号の規定により承認を受けようとするときは、保健協力事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第12条の規定により報告しようとするときは、事業終了後30日以内に保健協力事業実績報告書(様式第4号)に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) 補助事業の経過及び成果を証する書類等

(額の確定通知)

第9条 規則第13条の規定による通知は、保健協力事業補助金額確定通知書(様式第5号)によるものとする。

(交付の請求)

第10条 規則第16条第1項の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、保健協力事業補助金交付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、保健協力事業補助金一括(分割)事前請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(決定の取消通知)

第11条 規則第17条第3項において準用する第6条の規定による通知は、保健協力事業補助金交付決定取消通知書(様式第8号)によるものとする。

(返還命令)

第12条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、保健協力事業補助金返還命令書(様式第9号)によるものとする。

附 則

この要綱は、平成12年11月1日から施行し、平成12年度分の補助金から適用する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。

「千葉市学校保健協力事業補助金交付要綱」別表

補 助 対 象 経 費	補 助 率
学校保健委員会費、調査研究費、講師謝礼、学校医部会費、会議費、通信運搬費、印刷製本費、消耗品費	補助対象経費(補助対象経費について他の補助金がある場合には、これを控除するものとする)に充てるべきその他の収入の10分の10以下

学校保健協力事業補助金交付申請書

平成 年 月 日

千葉市長 様

申請者
住 所
団 体 名 及 び
代表者名 印

年度学校保健協力事業補助金の交付を受けたいので、千葉市補助金等交付規則第3条の規定により、次のとおり申請いたします。

補助事業の目的及び内容		
補助事業の効果		
申請者の営む主な事業		
交付を受けようとする補助金の額及びその算出基礎		
交付を受けたい時期	平成 年 月 日	
補助事業の	着手予定年月日	平成 年 月 日
	完了予定年月日	平成 年 月 日
添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事業計画書 2. 収支予算書 3. その他 	

様

学校保健協力事業補助金交付決定通知書

年 月 日付申請のあった学校保健協力事業補助金について、次のとおり交付決定したので、千葉市補助金等交付規則第6条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長 印

補助金の交付決定額	円
補助金交付予定時期	年 月 日
交 付 条 件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 補助事業の内容・経費の配分又は遂行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。 2. 補助事業を中止又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。 3. 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。 4. この交付決定に対し不服がある場合は、この通知書受領の日の翌日から起算して7日以内に文書をもって申請の取り下げをすること。 5. 市長が補助金に関し報告を求めた場合又は補助金の交付及び事業に係る帳簿類等の調査を求めた場合は、これに応ずること。 6. 千葉市補助金等交付規則及びこの要綱を遵守すること。

様式第3号

学校保健協力事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

千葉市長

様

補助事業者

住 所

団 体 名 及 び

代表者名

印

年 月 日付千葉市指令教保第 号により補助金の交付決定のあった学校保健協力事業を次のとおり変更（中止・廃止）したいので、承認されますよう要綱第7条の規定により申請します。

補助事業の内容	変更前	
	変更後	
変更（中止・廃止）の理由		
変更（中止・廃止）予定 年 月 日		年 月 日
添付書類	1. 事業計画書 2. その他	

様式第4号

学校保健協力事業実績報告書

年 月 日

千葉市長

様

補助事業者

住 所

団 体 名 及 び

代表者名

印

年 月 日付千葉市指令教保第 号により補助金の交付決定のあった学校保健協力事業の実績について、千葉市補助金等交付規則第12条の規定により、次のとおり報告します。

補助事業の	着手年月日	年 月 日
	完了年月日	年 月 日
補助金の交付決定額		円
補助金の既交付額	年 月 日 交付	円
	年 月 日 交付	円
	計	円
補助事業の経費精算額		円
添 付 書 類	1. 収支決算書 2. 補助事業の経過及び成果を証する書類等 3. その他	

様式第5号

学校保健協力事業補助金額確定通知書

千葉県達教保第 号
年 月 日

様

千葉市長

印

年 月 日付学校保健協力事業実績報告書により、 年度学校保健協力事業補助金を次のとおり確定したので、千葉県補助金等交付規則第13条の規定により通知します。

補助金の交付決定額	円
補助事業の経費精算書	円
補助額	円
補助金の確定額	円

様式第 6 号

学校保健協力事業補助金交付請求書

年 月 日

千葉市長

様

補助事業者

住 所

団 体 名 又 は

代表者名

印

年 月 日付千葉市達教保第 号学校保健協力事業補助金額確定通知書により確定した補助金の交付について千葉市補助金等交付規則第 1 6 条第 1 項の規定により，次の通り請求します。

補助金の確定額	円
補助金の既交付額	年 月 日交付 円 年 月 日交付 円 計 円
交付請求額	円
添 付 書 類	1. 学校保健協力事業補助金額確定通知書の写し 2. その他

様式第7号

学校保健協力事業補助金一括（分割）事前交付請求書

年 月 日

千葉市長 様

補助事業者

住 所

団 体 名 又 は

代表者名

印

年 月 日付千葉市指令教保第 号により補助金の交付決定のあった補助金の一括（分割）事前交付を次のとおり受けたいので、千葉市補助金等交付規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により請求します。

補助金の交付決定額	円
補助金の既交付額	年 月 日交付 円 年 月 日交付 円 計 円
今回の交付請求額	円
添 付 書 類	1. 千葉市学校保健協力事業補助金交付決定通知書の写し 2. その他

様

学校保健協力事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付千葉市指令教保第 号により通知した学校保健協力事業補助金交付決定の金額（一部）を次のとおり取り消したので、千葉市補助金等交付規則第17条第3項において準用する第6条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

印

補助金交付決定額	円
取消額	円
取消後の交付決定額	円
取消の理由	

様

学校保健協力事業補助金返還命令書

千葉市補助金等交付規則第18条第1項、第2項の規定により、次のとおり返還を命ずる。

年 月 日

千葉市長

印

補助金の交付決定額	
補助金の既交付額	年 月 日交付 円 年 月 日交付 円 計 円
補助金の交付確定額	円
返還すべき金額	円
返 還 期 間	年 月 日まで
返還を命ずる理由	
返 還 方 法	